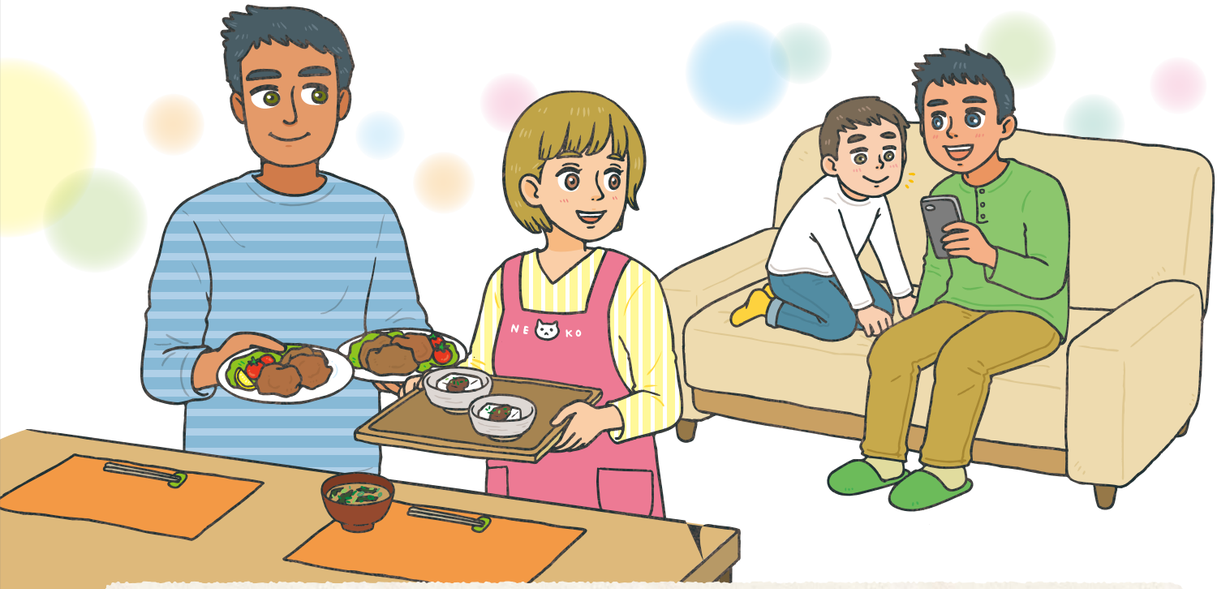
条約第9条（親と引き離されない権利）／ 第10条（別々の国にいる親と会える権利）
第20条（家庭を奪われたこどもの保護）／ 第21条（養子縁組）／ 第25条（施設に入っているこども）

家族と一緒に生活できる

あなたは、親と一緒に過ごすことができます。
ただし、命や体、心の安全が守られない場合には、あなたを守るために、親と離れて生活することもあります。その間は、代わりの保護者となる里親家庭など、新たな場所で過ごすことができます。それは、家族と離すことが目的ではなく、あなたの安全と成長を支えるためのものです。また、安全が保たれていれば、親と会ったり、連絡をとったりすることもできます。



～親と離れて生活しているこどもたちへ～

あなたは自分に関係することを知りたいときは、一緒に生活している里親さんや施設職員、児童相談所、アドボケイト（※）の人、県庁の児童福祉担当課に聴くことができます。

例えば…

- 家族と離れて暮らすことになった理由
- 家族の気持ちや現在の様子、連絡がつくのか、面会の希望 など
- あなたが生まれてから、これまでのこと など

※アドボケイト…あなたの「こえ」を聴き、その「こえ」を必要な人に届けてくれるひとのこと

条約第12条（意見を表す権利）／ 第13条（表現の自由）

意見や希望は言っていい

あなたは、自分に関係あることに対して、自由に意見や希望、気持ちを伝えることができます。
大人が決めたことでも、あなたの気持ちと同じでなければ「嫌です」「こうしたいです」と言っていいのです。言いたくないときは、言わなくても大丈夫です。
大人は、その「こえ」を大切に受け止め、一緒に考えていく必要があります。

